

令和7年度 第1回 浜松市発達障害者支援地域協議会

議事録（抄録）

日 時	令和 7 年 8 月 7 日 (木) 午後 7 時から午後 8 時 3 0 分		場 所	浜松市口腔保健医療センター 講座室
出席者 (35 名)	委員 (11 名)	大場義貴委員、土屋賢治委員、平野浩一委員、岩城貴美枝委員、山村淳一委員、小出隆司委員、浅井陽子委員、湯本健治委員、高橋祥二委員、内山敏委員、大村美智代委員		
	事務局 (22 名)	こども家庭部長：野田志保 こども家庭部こども若者政策課長：園田俊士、 子育て支援課長：小山東男、子育て支援課 家庭支援担当課長：仲谷美樹、 幼保支援課長補佐：川合徹彦（代理出席）、幼保運営課長：渡邊仁、 児童相談所長：池田 健人、 健康福祉部障害保健福祉課長：柴田多美子、 精神保健福祉センター所長：二宮 貴至、健康増進課長：小笠原雅美、 産業部労働政策課長：鈴木利昭、 学校教育部教育総務課 学校・地域連携担当課長：佐藤智香、 教育支援課副参事：今明薫（代理出席）、教育センター所長：青島治道、 浜松市発達相談支援センター「ルピロ」：白柳絵里、 子育て支援課課長補佐：門奈保典 子育て支援課グループ長：宮木典子 他 2 名		
配布物	次第、第 1 回浜松市発達障害者支援地域協議会資料 資料 1 令和 7 年度浜松市発達障害者支援地域協議会第 1 回部会報告 資料 2 浜松市の高校生年代における地域支援体制整備に向けた実施状況について 資料 3 5 歳児健康診査事業について（経過報告） 資料 4 令和 7 年度第 1 回協議会資料について、委員からの事前質問・意見			

次第1. 開会

○事務局

資料確認

本日は専門委員14名中11名出席。浜松市発達障害者支援地域協議会設置要綱第5条第2項に基づき、委員の半数以上の出席により会議が成立していることを報告。

次第2. こども家庭部長挨拶

○こども家庭部長

委員の皆様には、協議会に出席いただきお礼申し上げます。

また、日頃から発達障害の支援につきまして、ご尽力いただいていることに感謝申し上げます。

昨年度この協議会の中で検討をしていただいた、発達障害者地域支援マネジャーについて、今年度4月から発達相談支援センター「ルピロ」の中に1名配置することとなった。

昨年10月に開設いたしました浜松市こども若者総合相談センター「わかばプラス」と発達

障害者地域支援マネジャーが協働で若者支援の取り組みを進めているところである。
今後も発達障害者支援の充実のために様々な取り組みを進めてまいりたい。

次第 3. 議事

(1) 報告

ア 部会（高校生年代の支援について）について

○事務局

部会について報告（資料 1）

○事務局

浜松市の高校生年代における地域支援体制整備に向けた実施状況について（資料 2）

○委員

高校は生徒が発達障害である、例えば療育手帳 B3 や精神障害者保健福祉手帳の発達障害の範囲であることを把握しているのか。

○事務局

学校を訪問してお話を伺った印象としては、手帳の取得の有無については把握しきれていない印象だった。保護者から話があったり、何か困りごとが出てきてお話を伺ったときに、ご本人やご家族からお話が出てきた場合に把握されているところが多かった。

○委員

こうした高校生年代の学生たちへの支援を考えるときに、外側から見える状況に対して支援の仕組みを考えるのではなく、本人たちが将来に対して何を望んでいるのかとか、家族との乖離など、本人たちのニーズのバリエーションをうまく抽出した上で仕組みを作っていないと、ただ仕組みを作って終わりになってしまう可能性がある。そうしたところに注意をしつつ今後も情報収集を行ってほしい。

イ 5 歳児健康診査の検討状況について

○事務局

5 歳児健康診査の検討状況について報告（資料 3）

○委員

協力依頼ベースで動かれることで、協力したくないと言った場合はどうするのか。また、学校教育にどう効果的に繋げるかということに関して、今、どのような議論が行われたか教えてほしい。

○事務局

モデル園 10 園のうち、すでに半分くらいの園には保護者の方に通知をして、ご案内をしている。私達もどのくらい協力していただけるかを心配していたが、園の先生方の声かけにもより、5 歳児の保護者の方ほぼ全員に協力していただけた。

教育との繋ぎについては、まず 5 歳児健診の結果、分析をどのような形で学校の先生方にお示ししていくかの出力の部分に関係課も含めて検討しているところである。また、学校

への繋ぎや就学後の支援体制についても教育委員会や関係課の検討会で検討している段階である。

○委員

5 歳児健診についてまとめている最中に、こういうことを聞くのは時期が早いかなと思うが、この5 歳児健診が軌道に乗ったときに、その後の追跡調査は考えていないのか。

やはりどうしても支援から抜け落ちてしまう子たちがいるので、追跡していく中でどこが抜けていくのかを検討していかないと、先の支援に繋がらないのではないかなと思っている。

○事務局

就学前までは、把握したそのお子さんの特性に合った支援が継続されるということが大事になるので、把握した情報を保育の現場や園支援に関わる事業所、保護者支援をする保健師、また就学先相談や保育所等巡回支援事業などの事業とも連動させながらやっていくことを考えている。就学後については、まだ定まっていない。

○委員長

過去の報告では、不登校率が下がるのではないかと報告している県もあるが、浜松はどうかというのは、今後の課題かなと思う。

○委員

12 月から3 月に事後相談事業があり、そうこうしているうちに5 歳を過ぎて年長になると就学相談が早々に実施される流れとなる。この教育関係に繋ぐというところのその延長のところに就学相談、そこに情報が行くような流れを意識されているのか。

○事務局

お子さんの特性を、保護者の方にお伝えするなかで、保護者の方が就学先相談などで相談したいという流れになった場合は、就学先相談などと繋げながら、支援を継続する予定である。

ウ 各課の取組状況について

○事務局

令和6 年度の各課の取り組み状況と、発達相談支援センタールピロの事業実績については、資料に記載の内容をもって、事務局からの説明にかえさせていただく。

委員からの事前質問に対し、事務局から説明する。時間の都合により抜粋して回答する。(資料4)

(2) 協議・質疑

○委員

いろいろな取り組みの中で情報がそれぞれのセクションにたくさん溜まっていて、一様に難しい状況になっている部分がある。先ほどの一番最初の話もそうだったが、高校の3 年間でどれだけ情報を取っていくのかは、先生たちにとってはとても重要だが、その集めた情報をどこに蓄えてどこに管理していくかが、本当に大きな問題だと思う。

とはいえ、我々としては引き継ぎは何としてもやっていただきたいし、引き継ぎを価値あるものしていくためには、本気で情報を取りに行って、出してもらうことをやっていただきたい。そのためには集めた情報を物理的にも電子的にも、あるいはどういう形であっても、情報をどういうふうに蓄えて、どういうふうに処理していくかを、そのセクションごとに任せずに、市としてバックアップする体制がこれからさらに重要になってくるだろうと思う。ぜひそのあたりのことを市全体として、大きな枠組みで考えていただきたい。

○委員

中学校から高等学校への情報提供は、高等学校から希望があった場合にしていると話があったが、特別支援の中で個別の教育支援計画・個別の指導計画も希望がない限り出さないということでしょうか。

○事務局

個別の教育支援計画・個別の指導計画等は作成しているこどもであれば提供するようにしているので、ご安心いただきたい。

○委員

私も、計画を作成している生徒さんについては、それは必ず高校側や特別支援学校側にも提供されているものと把握している。こちらの方はぜひ必ず提出していただきたいと思う。もう一点は、高等学校側からは個別の支援計画・指導計画だけではなく、情報の提供が欲しいという場合もあると思う。こちらの方が多いと思うが、中学校と高校との仕組みが統一されていくといいと感じている。情報提供を求めた学校だけに、提供を求めた子の情報が行くのではなく、必要な情報が必要なところに行くようなシステムが必要と思う。

○委員

私達ルピロが高校を訪問してヒアリングする中で、中学校から高校への、支援が必要な生徒の情報の引き継ぎが非常に必要で、県教育委員会高校教育課から各市町、高校に対し、引き継ぎについての文書が出ており、実際に高校に情報を引き継いでいるところもあると聞いた。浜松市にも、文書が来ているのか、またその扱いはどうなっているのか教えていただきたい。

○事務局

県からは「高等学校進学時における特別な教育的支援を必要とする生徒の支援情報の確実な引き継ぎについて」という文書の中で中高連携シートを作成して、中学校が高校側に提出するようにという指示がある。中高連携シートは、その高校に入る発達支援学級在籍等の支援の必要なこどもたちの人数とそれぞれの状況について、一覧の表にまとめたものである。

こちらについて、浜松市としては個人情報保護法の観点から保護者の同意を得て出さなければいけないと確認しており、現在は行っていない状況だが、県からは大丈夫ですので積極的にとされているため、本市としても今後検討していきたいと思っている。ただし、中高連携シートに記載される内容を見ると、個別の教育支援計画・個別の指導計画に書かれている内容と重複している部分がある。中高連携シートは、高校が一覧で把握できるメリ

ットはあると思うが、本市としては個別の教育支援計画・個別の指導計画を提出することで、詳細な情報をお伝えするという考えで今まで行ってきた。今回こうしたご質問をいただいたので、教育センターでも検討していく。

○委員

高校からヒアリングすると、高校は生徒さんが不適應を起こしたり、学校に行けなくなってしまうことが実際にあり、高校としての対応に苦慮しているようなところもあるということだった。中学校まではどうだったのかっていうところは、高校としてもぜひ知りたい情報だと思うので、先ほどの仕組みのお話もありましたが、中学から高校へ情報がスムーズに移っていくことができるようになるといいと思う。

○委員

中高連携シートを活用している市町や高校もあるので、そういったところの情報も聞いていただきたい。

○委員長

中高連携シートにはかなり個別の個人情報が入るのか。人数やどう支援していくということだけだと、どこまで個人情報になるのか、そういうレベルではないようにも聞こえたが、実際はいかがか。

○委員

本校には来ていないが、他の市町ではかなり個人情報が入っているものが出てきている。

○委員

中高連携シートについて、私も県教委から聞いていて、高校に受かったら校長先生に聞いてくださいと言っている。県教委の高校教育課や市の方からも話を聞いており、活用されていると思っていたので、使われていないと聞いて驚いている。

○委員

シートの内容については今すぐ言えるだけの情報を持っていないが、そういったものがあり、他の市町や高校で使っているということは把握している。

○事務局

昨年度末に県から示された中高連携シートの様式は、氏名、そして、①在籍状況②通級指導教室の利用③医療への受診④診断名⑤学習面の配慮⑥行動面の配慮⑦その他の配慮の情報が、A4のリストで作られている。

実際に浜松市としては、先ほど申し上げた⑤、⑥の学習面の配慮、行動面の配慮というところに、これまでチェック表がついており、そのチェック表の行動面の記入がかなり専門的な知識も必要になってきたり、教員の判断によって書かれるものがあつたりするため、保護者にしっかり示していかなければいけないものだと感じている。チェックシートの中には、例えば行動面だと、学校での勉強で細かいところまで注意を払わなかったり、不注意な間違いをしたりしている、課題や遊びの活動で注意を集中し続けることは難しい、面と向かって話しかけているのに聞いていないように見えるなど、個別の診断というかチェックをしたものを高校側に送るものと認識しており、個人情報等がここに詳細に記載され

ていることになってしまうということで、今のところはこうしたチェックシートの提出まではできないと判断をしていた。しかし、このチェックシートの提出が必須ではないことを今回確認しており、現在では、個人情報保護法に関わるような内容ではないと認識しているので、今後、校長会とも連携をしながら、指導の状況をどのように高校に伝えていくか検討を進めていきたいと思っている。

○委員長

先ほどの浅井委員の発言のように、すでに行われていると思ったら行われていないというようなところもデリケートなところですね。個人情報でも希望するものの希望を聞かれていないような状況かなというふうに受け取った。ちなみに先ほどのチェックリストの項目は、ADHD を判定するときのレーティングスケールの項目が三つ読み上げられたと私は聞き取った。

○委員

ルピロとわかばプラスで高校への調査をしていくときに、今のようない県が何らかの形で市に下ろしている、例えば今の中高連携シート、これを浜松が行っていなかったとすると、とある高校に聞いたときには、浜松の生徒さんは情報が来てない、他の市町の生徒さんは情報が来ているっていうことが一回りして調査して明らかになるという話なので、ここで明らかになったのであれば、そこの仕組みを変えていくとか工夫していく、考えていくことにしていかないと、本来せまらないといけない課題がもっとあると思う。せっかくこういう話題が出たので、ぜひ積極的に他の市町つまり県の意図を汲み取りながら改善していただきたい。

○事務局

前向きに検討させていただきたい。

○委員

資料 4、12 ページの数字は、静岡県独自の療育手帳の B3（発達障害診断を受けた人たちが持っている療育手帳で、療育手帳であるけれども、知的障害ではないという証明になる）と、精神障害者保健福祉手帳の発達障害者層のレベルの人たちの人数の静岡県の平成 25 年と令和 5 年の数値であり、B3 の倍の数字が、精神障害者保健福祉手帳、発達障害者層の範囲になっている。

なぜ私がこれを申し上げるかということ、子育て支援課で、発達障害の人たちが持っている B3、精神障害者保健福祉手帳の人数を把握して対応がとれているか。今年度の浜松市の B3 のうち、0 歳児から 5 歳児までの人数が 23 名、6 歳児から 17 歳の学齢期が 443 名、成人は 191 名である。学齢期の療育手帳 B を持っている人が 2314 名いるので、443 名というのは、19.14%、B の療育手帳の中の 20% は発達障害であるということが数値化されているということ。

それでこれを根拠にして、いろいろ質問した。この協議会は発達障害者支援法に根拠法を持った協議会ですので、こういうものを実際の数値として把握しながら、発達障害の人たちの、特に学齢期の数値というものをどういうふうに扱っていくか、どういうふうに根拠

としてこれを使うかということのを次回、子育て支援課から回答をいただきたい。これは唯一の数値としてのデータだと思う。

○委員

資料 4、14 ページの質問について、今年 3 月の発達支援学級の中学校卒業後の進路未定者は 31 名いるが、肌感覚ではその中に不登校の子たちがいるのではないかと感じている。不登校の子たちは、通常級の学校の生徒よりさらに進路先がないということで未定になっているのではないかと考えており、発達支援学級在籍児童生徒の不登校の人数を質問させていただいた。456 名という人数に正直すごく驚いた。これは単純に 30 日間の不登校の子なので、行き渋りの子を入れるとさらにいるのではないかと思っている。先ほど小出委員から言われたようにデータが大切という部分から言いますと、私達は肌感覚でしか言えないが、今、支援学級の子たちも小学校 1 年～2 年の低学年で不登校になっている相談を多く受けているので、可能であるならば、学年ごとに提示していただきたいが、可能なのか。

これに繋がって部会に参加している中で、委員から、高校に行ける子たちだけではなくて、不登校でも支援に繋がらない生徒たち、実は中学校の子にも多くいるが、その子たちのことも部会で取り上げてほしいと発言があった。まさにここに繋がる部分であるので、ぜひ学年の人数も教えていただいて、今後に繋げていただきたい。

○事務局

現在の調査は、各学校での発達支援学級、通常学級のお子さんという、大きな枠で行っているため、今後は学年別ということを検討していきたい。

○委員

発達支援学級について、かなり前に全校に全部作るという話になっていたと思うが、まだにない学校があったり、知的と自閉情緒のどちらかしかないという状況。発達障害の診断をして、普通級では難しいという話になり、発達支援学級を考えると、今の学校にはないので、転校になるとなると、新奇場面が得意な子たちではないので、もちろん本人も嫌がるし、親御さんも引っ越してまではという感じになるので、未だにそこに繋がらないという子たちが結構いる。

予算の問題はあると思うが、何年度までに全校に発達支援学級ができるのか、目標を教えて欲しい。

○事務局

発達支援学級は現時点で、小学校で 95 校中 79 校設置しており、令和 11 年に向けて 84 校まで増やしたいと考えている。全校設置ということでお話いただいたが、山間部など生徒数児童生徒数が少ないところについては、設置がふさわしいかどうかということも踏まえて進めているところである。

○委員

現時点は 79 校で単純に 5 校ずつ増えていくとなると、山間部などの少人数のところを抜いたとして、大きい学校に全部できるとすると、何年度までに 100%になるのか。

始めたときは発達支援学級を全部の学校に作るという話になっていたと思うが、予算の関

係で徐々に増やしていくことになり、結局は全校にはないという状態がずっと続いている。今まで何年かかかっていて、このあと何年でできるのかをできれば知りたい。

○事務局

具体的に 100%になるのはいつなのかというところについては、次回、回答させていただきたい。また課題として、中学校への自閉情緒学級の設置も、早く進めていきたいと検討しているため、併せて説明させていただく。

○委員

発達障害者支援を考えていくと、どうしても仕組みの話題になりがちなところがあるが、僕はどちらかというと生活している子どもたちが、どんな逆境の中で何を感じながら生きていて、そして不適応になっていくのかという姿をもう少し明らかにできた方が具体的な支援に結びつきやすいのではないかと思った。今まで発達障害者支援というと、ともすれば「してあげる」文脈でいろいろな対策が講じられてきているが、それだけではなく子どもの逆境体験に当たる種々の問題の数字から発達障害絡みの問題を見つけていく作業も必要ではないかと思った。例えば、浜松市における虐待関連の人数が 700 件台あるなかで、育てにくさによって起きている虐待がどの程度あるのだろうか。それから保育現場での不適切保育、静岡県は年間 50 件ほどあり、不適切保育は保育者の問題にされがちだが、その中に発達障害のような対応に難しいお子さんたちがいる可能性があるのではないか。それから小学校中学校での体罰について、昨年度国内で 340 件程度あり、2 年前には静岡市で小学校低学年のお子さんが落ち着きがないことを理由に、担任に太ももを椅子に縛りつけられて怒鳴られたことが大きな話題になったが、その子は支援級在籍児だった。このように、体罰を調べていくと、もしかするとその中に発達の子たちがいるのかもしれない。次にいじめとの関連で、いじめも増え続けているが、増え続けているという文脈や、いじめの加害者、被害者といった分類の文脈に加えて発達障害の有無も加えることで、もしかすると統計的に何か見えてくるのかもしれないとも考える。もちろん不登校もそう。そうした観点の数字があるのであれば、保育・教育・社会的養護の部門に出していただきたい。

○委員

発達支援の相談やプログラムがない日常の中でも、発達障害のお子さんはひろばを利用するが、ちょっと大きくなってくると、利用しづらいということで、来なくなってしまう。来なくなった理由を言ってくれば理由がわかるが、だいたいは何も言わずに来なくなるので理由は把握しづらいが、ひろばは今 0 歳・1 歳の利用が 7 割ぐらいなので、2 歳の子や発達の課題のある子たちが利用しづらい現実があると親御さんは行き場がなくなってしまう。日常のひろばの中でスタッフが、もう少し障害のあるお子さんへの対応ができるよう、研修を積んだり、対応したり、環境設定したりをしていかないといけないと親御さんの言葉から感じているため、職員への研修の充実などもさらにお願いしたい。

○事務局

今も年 1 回は研修をしているが、また連絡会等の中でも研修を織り込みながらやらせていただきたいと思うので、協力をお願いしたい。

○委員長

研修の質も含めて、ご検討いただきたい。

次第４．閉会

○事務局

本協議会は、以上をもって閉会。第２回協議会は令和８年２月下旬頃に予定している。